

# 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(茨城県指定 第 0873100275 号)



当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1 施設経営法人

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 明秀会              |
| (2) 法人所在地 | 茨城県東茨城郡茨城町若宮字向ヒ 393 番 6 |
| (3) 電話番号  | 029(293)6617            |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 沼田 仁                |
| (5) 設立年月日 | 平成4年12月2日               |

## 2 ご利用施設

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定 |
| (2) 施設の目的 |                        |

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (3) 施設の名称    | 特別養護老人ホーム ときわ木園         |
| (4) 施設の所在地   | 茨城県東茨城郡茨城町若宮字向ヒ 393 番 6 |
| (5) 電話番号     | 029(293)6617            |
| (7) 施設長氏名    | 沼田 仁                    |
| (8) 当施設の運営方針 |                         |
- ① 人間尊重の理念に基づき、社会の信頼に応えるため、公平・公正な法人運営に努めます。
  - ② 民間社会福祉事業として、独自性を発揮するとともに、広く法人・施設の総力を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与いたします。
  - ③ 介護保険については、全職員が、制度について理解を深め、制度の運用に万全を期してまいります。
  - ④ 職員の資質の向上を図るとともに、自己研鑽に努め、社会の進展に応じた広い視野をもって経営にあたります。
- |           |          |
|-----------|----------|
| (9) 開設年月日 | 平成5年9月3日 |
| (10) 入所定員 | 50人      |

### 3 居室の概要

- (1) 当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋です。

居室・設備の種類	室数
1人部屋	2室
4人部屋(多床室)	12室
合計	14室
食堂	1室
機能訓練室	1室
浴室(一般浴/リフト浴/機械浴)	2室
医務室	1室
看護師室	1室
静養室	1室

- (2) 居室にかかる費用

居住費 1日あたり 915円

☆上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者にご負担いただきます。

#### 4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	15名以上	15名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	2名以上	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名
7. 医師	1名	必要数
8. 栄養士	1名	1名

\* 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

☆ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

《主な職員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1 医師	毎週土曜日 14:00 ~ 17:00
2 介護職員	早 番 7:00 ~ 16:00
	日 勤 8:30 ~ 17:30
	遅 番 10:00 ~ 19:00
	夜 勤 17:00 ~ 9:00
3 看護職員	早 番 7:00 ~ 16:00
	日 勤 8:30 ~ 17:30
4 機能訓練指導員	随時

#### 5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
- ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス《契約書第3条参照》

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常自己負担率によって、9割～7割が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

① 居室の提供

② 食事

- 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。

(食事時間) 朝食;7:30～ 昼食;12:00～ 夕食;18:00～

③ 入浴

- 入浴又は清拭を週2回以上行ないます。
- 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助をおこないます。

⑤ レクリエーション

- 職員や外部ボランティア等によるレクリエーションを定期的を実施します。

⑥ 機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦ 健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理をおこないます。

⑧ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑨ 全面禁煙

ご契約者の敷地内での喫煙は出来ません。

【サービス利用料金(1日あたり)】《契約書第6条参照》

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事及び滞在にかかる自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

サービス利用料金(1日あたり) 自己負担1割

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2.内、介護保険から給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用にかかる自己負担額(1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 食事にかかる自己負担額	1,600 円				
5. 居室にかかる自己負担額	915 円				
6. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円				
7. 自己負担額合計(3+4+5+6)	3,071 円	3,180 円	3,253 円	3,301 円	3,392 円

サービス利用料金(1日あたり) 自己負担2割

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2.内、介護保険から給付される金額	4,712 円	5,272 円	5,856 円	6,416 円	6,968 円
3. サービス利用にかかる自己負担額(1-2)	1,178 円	1,318 円	1,464 円	1,604 円	1,742 円
4. 食事にかかる自己負担額	1,600 円				
5. 居室にかかる自己負担額	915 円				
6. サービス提供体制強化加算Ⅲ	12 円				
9. 自己負担額合計(3+4+5+6)	3,705 円	3,845 円	3,991 円	4,131 円	4,269 円

サービス利用料金(1日あたり) 自己負担3割

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2.内、介護保険から 給付される金額	4,123 円	4,613 円	5,124 円	5,614 円	6,097 円
3. サービス利用にかかる 自己負担額(1-2)	1,767 円	1,977 円	2,196 円	2,406 円	2,613 円
4. 食事にかかる自 己負担額	1,600 円				
5. 居室にかかる自 己負担額	915 円				
6. サービス提供体 制強化加算Ⅲ	18 円				
9. 自己負担額合計 (3+4+5+6)	4,300 円	4,510 円	4,729 円	4,939 円	5,146 円

- ☆ 安全対策体制加算 20円(入所時に1回)
- ☆ 科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)1月40円 (Ⅱ)1月50円
- ☆ 看護体制加算(Ⅰ)イ 1日6円 (Ⅱ)イ 1日13円
- ☆ 栄養強化マネジメント強化加算 1日11円
- ☆ 経口維持加算(Ⅰ) 1月400円 (Ⅱ)1月100円
- ☆ 経口移行加算 1日28円
- ☆ 自立支援促進加算 1月280円
- ☆ 初期加算(入所後・長期入院後 30 日以内)1日 30 円
- ☆ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1ヵ月の利用分に13.6%を掛けた金額
- ☆ 個人の状況により医師の指示箋に基づく療養食(糖尿食、減塩食等)加算1食6円、  
経口移行(経管栄養の者)加算 1日 28 円、経口維持加算(Ⅰ)400円、(Ⅱ)100円  
の負担となります。
- ☆ 在宅復帰支援機能加算:1日5円
- ☆ 医師が終末期と判断した場合:看取り介護加算(Ⅰ)
  - ◇ 死亡日45日前～31日前 1日72円
  - ◇ 死亡日以前(4～30日)1日144円 (前日・前々日) 680円
  - ◇ 死亡日 1280円
- ☆ 在宅・入所相互利用加算1日40円
- ☆ 口腔衛生管理加算 (Ⅰ)1月90円 (Ⅱ)1月110円
- ☆ 若年性認知症入所者受入加算 120円
- ☆ 一時外泊に係る費用《契約書第23条参照》 1日246円
- ☆ 排泄支援加算(Ⅰ)1月10円 (Ⅱ)1月15円 (Ⅲ)1月20円
- ☆ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)1月3円 (Ⅱ)1月13円(どちらも3ヶ月に1回を上限とする)



- ☆ 再入所時栄養連携加算 1回につき200円
- ☆ 特別通院送迎加算 1回594円
- ☆ 退所時情報提供加算 1回250円
- ☆ 退所時栄養情報連携加算 1回70円
- ☆ 新興感染症等施設療養費 1回240円
- ☆ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)1月10円 (Ⅱ)1月5円
- ☆ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)1月100円 (Ⅱ)1月10円
- ☆ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)1月150円 (Ⅱ)1月120円
- ☆ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ 1日22円

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) (1)以外のサービス《契約書第4条、第6条参照》

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### 【サービスの概要と利用料金】

- ① 特別な食事(酒・菓子代)を含みます。  
ご契約者のご希望にもとづいて特別な食事を提供します。  
利用料金:要した費用の実費  
行事食(誕生会含む):1回当たり500円(通常の食費と別請求)
- ② 理髪・美容  
[美容サービス]  
月に1回以上、美容師による美容サービス(調髪)をご利用いただけます。  
利用料金:1回当たり1,500円
- ③ レクリエーション・クラブ活動  
レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。  
参加利用料金:教養娯楽費として実費  
(おもなレクリエーション行事予定)

1月	新年会	誕生会	7月	七夕	誕生会
2月	節分	誕生会	8月	夏祭り	誕生会
3月	ひな祭り	誕生会	9月	敬老会	誕生会
4月	お花見	誕生会	10月	紅葉ドライブ	誕生会
5月	買い物イベント	誕生会	11月	運動会	誕生会
6月	紫陽花ドライブ	誕生会	12月	クリスマス	誕生会

④ 金品等貴重品の管理

入所される方本人、及びご家族が希望される場合は通帳、印鑑、年金証書等をときわ木園で預かり、日用品等の出納、医療費、福祉サービス費の出納を行うことができます。その際、財産管理委託契約書を結ぶことが必要となります。詳しくは財産管理委託契約書をご覧ください。

印鑑保管責任者	施設長
印鑑取扱責任者	事務員
通帳保管責任者	施設長
通帳取扱責任者	事務員

☆ 以上のような管理体制をとり、保管責任者と取扱責任者を別任し、通帳と印鑑の保管場所を別にすることで金銭事故を防止しています

☆ 財産管理委託契約をされた場合：財産管理委託料 月 1,000 円

⑤ ご契約者の移送にかかる費用

ご契約者の通院や入院(看護師同行)及び外泊時、外出の移送サービスを行います。

1 回のご利用につき片道(20km未満) : 2,500円

1 回のご利用につき片道(20km以上) : 5,000円

職員による代理受診及び予約取り : 500円

救急搬送同行 : 5,000円

⑥ ご契約者の買物にかかる費用

ご契約者のご希望により買物を代行します。

1 回のご利用につき買い物代行費 : 100円

⑦ ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・電気料金 持ち込みの電化製品(テレビ・ラジオ等何台でも)1日/50円

・日常生活消耗品 歯ブラシ(100 円)、歯磨き粉(200 円)、マウスウォッシュ(600 円)、ポリデント(400 円)、口腔ティッシュ(500 円)、ティッシュペーパー(多量に消費する方のみ、70 円)等、消耗品の一部の料金

⑧ 契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金/日	5,590円	6,270円	6,970円	7,650円	8,320円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更する事由について、変更をおこなう2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法《契約書第6条参照》

前記(1)、(2)の料金・費用は、各月末ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日又は翌月27日までに以下の方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数にもとづいて計算した金額とします。)

- 【支 払 い 方 法】 自動振替サービス  
【委 託 先】 水戸信用金庫 I-NET 代金回収サービス ※1  
【請 求 締 結 日】 月末日  
【振 替 日】 翌月20日  
【手 数 料】 77円 ご家族様負担。  
【通 帳 印 字】 トキワギエン

※1 I-NET代金回収サービス お取り扱い金融機関

- 常陽銀行 ■ 筑波銀行 ■ 水戸信用金庫  
■ 結城信用金庫 ■ 茨城県信用組合 ■ 農協

上記以外の金融機関(ワイドネット)は、月末請求締め翌月27日の引き落とし日となりますが、手数料として165円かかります。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務付けるものではありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	水戸中央病院
所在地	水戸市六反田 1136-1
診療科	内科

## 6 施設を退所していただく場合

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。《契約書第15条参照》

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当又は要支援と判定された場合(但し、ご契約者が平成12年4月1日以前からホームに入所している場合本号は、平成22年3月31日までは適用されません。)
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりときわ木園を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

### (1)ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)《契約書第16条、第17条参照》

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)《契約書第18条参照》  
以下の事由に該当する場合には、当施設から退所していただく事があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

『契約者が病院等に入院された場合の対応について』《契約者第20条参照》

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1. サービス利用料金	2,460円	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円	1,968円
3. 自己負担額(1-2)	246円 (1割負担)	492円 (2割負担)
4. 居室にかかる自己負担額	915円	915円
合 計(3+4)	1,161円	1,407円

- ② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できます。

居室にかかる自己負担額 1日 915円

但し空床利用させていただいた場合、自己負担額は発生しません。

- ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません

(3) 円滑な退所のための援助《契約書第19条参照》

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ・ 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・ 居宅介護支援事業者の紹介

- ・ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7 身元保証人

契約締結にあたり、身元保証人をお願いします。

尚、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」となっております)。

《契約書第22条参照》

当施設は、「身元保証人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は身元保証人(残置物引取人)にご負担いただきます。

### 【身元保証人の役割について】

寝たきり、認知症等で自らの意思表示ができる方が少ないという、施設の性格上契約締結にあたり、ご家族の方にも署名捺印をいただき、身元保証人になっていただきます。ご理解の程よろしくお願いたします。

- ① ご契約者が疾病等により医療機関に入院する場合又は退院の場合
- ② 契約解除又は契約終了の場合
- ③ ご契約者が死亡した場合
- ④ 自己負担分の支払いに支障が生じた場合

## 8 定期的な巡回・安否確認の方法について

原則として下記のシステムを利用して見守りを行います。

aams (バイオシルバー製非接触型センサー)、aams (カメラ) は、ご契約者のベッド上での①睡眠②覚醒③起き上がり④離床⑤呼吸数の状態を把握することができるシステムです。aams は、ケアスタッフが携帯しているタブレット端末、ヘルパステーションの PC と連動しており、随時ご契約者の状態を確認することが可能です。

ご契約者がベッドから離床し、居室、共有部等で過ごされている場合には、訪室し目視にて安否の確認を行います。

ご契約者に体調の変化がみられている際には、aams だけでなく、必要に応じて訪室し、利用者の状態の確認及び必要なケアを行います。

※必要な方には別途センサーを使用し安全に配慮いたします。

## 9 非常災害対策について

施設サービス提供中に、天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとします。また、管理者は消火設備、非常放送設備等非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する消防計画、避難計画等を立てて、職員及び利用者が参加する訓練を定期的を実施します。

## 10. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 苦情の受付について 《契約書第25条参照》

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（責任者） 施設長 沼田 仁  
 （担当者） 生活相談員 太田 法美

受付時間 随時

また、苦情・ご意見箱を受付に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

茨城県保健福祉部 長寿福祉課 地域ケア推進室	所在地 電話番号 F A X	茨城県水戸市笠原町978-6 029(301)3334 029(301)3348
茨城町役場 長寿福祉課	所在地 電話番号 受付時間	茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 029(292)1111 8:30~17:15
茨城県 国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 F A X	茨城県水戸市笠原978-26 029(301)1565 029(301)1579
茨城県 社会福祉協議会 (福祉相談)	所在地 電話番号 F A X	茨城県水戸市千波町1918 029(241)1133 029(241)1434
水戸市役所 介護保険課	所在地 電話番号	茨城県水戸市中央1丁目4-1 029(224)1111
大洗町役場 福祉課	所在地 電話番号	茨城県大洗町磯浜町6881-275 029(267)5111
鉾田市役所 介護保険課	所在地 電話番号	茨城県鉾田市鉾田1444-1 0291(33)2111
ひたちなか市役所 介護保険課	所在地 電話番号	茨城県ひたちなか市東石川2丁目10-1 029(273)0111
小美玉市役所 介護福祉課	所在地 電話番号	茨城県小美玉市堅倉835 0299(48)1111

(3) 苦情解決第三者委員会

評議員 大山 宏治 電話番号 090-1540-0510

評議員 宇佐美昌子 電話番号 029-292-1349

公平・中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

12. 協力医療機関等について

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合などには、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

医療法人 古宿会

水戸中央病院 院長 大河内 信弘

〒311-1135 茨城県水戸市六反田町1136番地1号

電話番号 029-309-8600

・神田歯科医院 院長 神田 稔

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町94番地5号

電話番号 029-248-7560

13. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められた場合に於いて、入居者の置かれた心身の状態等を斟酌し減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。又は、その損害の賠償を請求できるものとします。

14. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況についてなし。



令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

指定介護老人施設

特別養護老人ホーム ときわ木園

説明者職名 生活相談員 氏名 太田 法美

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者  
住所

氏名

身元保証人  
住所

氏名

